

総基料第 191 号
平成 28 年 10 月 7 日

株式会社 N T T ドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘 殿

総務大臣 山本 早苗

「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」に沿った
端末購入補助の適正化について（厳重注意・報告徴求）

総務省では、本年 3 月 25 日、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、通信料金の高止まり、端末購入補助を受けない利用者との不公平及び MVNO の新規参入・成長の阻害を招くおそれのある高額な端末購入補助の適正化を求めていたところ、本年 9 月 23 日以来の貴社からの報告では、本年 5 月から 9 月までの間に、貴社発行のクレジットカード加入者に対する特典として端末の購入代金を割り引くためのクーポンを送付する手法を用い、ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助を行っていたとのことであった。

これは、電気通信役務の利用者を著しく不公平に取り扱うものであり、適切に是正し、その再発が防止されるべきものと認められる。

については、貴社に対し厳重に注意するとともに、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 166 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告することを求めるので、それぞれ指定の期日までに書面により提出されたい。本件に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法第 188 条の規定に基づき、30 万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添える。

記

- 1 端末を購入する利用者の負担が合理的な額となるよう、ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助を速やかに是正し、その結果について、平成 28 年 10 月 31 日（月）までに報告すること。
- 2 ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助が行われた原因及び貴社において他にガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助が行われていないかの調査を行い、その結果について、平成 28 年 10 月 31 日（月）までに報告すること。
- 3 2 を踏まえた再発防止策を策定し、平成 28 年 10 月 31 日（月）までに報告すること。
- 4 平成 28 年 11 月から同 29 年 4 月までの各月における次の事項について、その月の前月の末日までに報告すること。また、報告した事項に変更が生じたときは、その都度速や

かにその内容を報告すること。

- ・ 貴社が販売するスマートフォンの機種ごとの価格（貴社が利用者に販売する場合における小売価格とし、販売店への卸売のみ行っている場合においては卸売価格とする。）及び端末購入補助（貴社が利用者に対して提供するものに限る。）の名称、金額その他条件
- ・ 販売店がスマートフォンの販売又は通信契約の締結若しくは変更の媒介・取次ぎ・代理をする場合に、貴社が当該販売店に対して支払うこととしている金銭の機種、契約種別、地域等の別ごとに設定されている額及びその支払いの条件

(注) この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

以上

KDDI 株式会社
代表取締役社長 田中 孝司 殿

総務大臣 山本 早苗

「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」に沿った
端末購入補助の適正化について（厳重注意・報告徴求）

総務省では、本年 3 月 25 日、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、通信料金の高止まり、端末購入補助を受けない利用者との不公平及び MVNO の新規参入・成長の阻害を招くおそれのある高額な端末購入補助の適正化を求めていたところ、本年 9 月 23 日以来の貴社からの報告では、本年 7 月から 9 月までの間に、端末の購入を条件として経済上の利益を提供するためのクーポンを送付する手法を用い、ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助を行っていたとのことであった。

これは、電気通信役務の利用者を著しく不公平に取り扱うものであり、適切に是正し、その再発が防止されるべきものと認められる。

については、貴社に対し厳重に注意するとともに、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 166 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告することを求めるので、それぞれ指定の期日までに書面により提出されたい。本件に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法第 188 条の規定に基づき、30 万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添える。

記

- 1 端末を購入する利用者の負担が合理的な額となるよう、ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助を速やかに是正し、その結果について、平成 28 年 10 月 31 日（月）までに報告すること。
- 2 ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助が行われた原因及び貴社において他にガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助が行われていないかの調査を行い、その結果について、平成 28 年 10 月 31 日（月）までに報告すること。
- 3 2 を踏まえた再発防止策を策定し、平成 28 年 10 月 31 日（月）までに報告すること。
- 4 平成 28 年 11 月から同 29 年 4 月までの各月における次の事項について、その月の前月の末日までに報告すること。また、報告した事項に変更が生じたときは、その都度速や

かにその内容を報告すること。

- ・ 貴社が販売するスマートフォンの機種ごとの価格（貴社が利用者に販売する場合における小売価格とし、販売店への卸売のみ行っている場合においては卸売価格とする。）及び端末購入補助（貴社が利用者に対して提供するものに限る。）の名称、金額その他条件
- ・ 販売店がスマートフォンの販売又は通信契約の締結若しくは変更の媒介・取次ぎ・代理をする場合に、貴社が当該販売店に対して支払うこととしている金銭の機種、契約種別、地域等の別ごとに設定されている額及びその支払いの条件

(注) この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

以上

ソフトバンク株式会社
代表取締役社長兼 CEO 宮内 謙 殿

総務大臣 山本 早苗

「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」に沿った
端末購入補助の適正化について（厳重注意・報告徴求）

総務省では、本年 3 月 25 日、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、通信料金の高止まり、端末購入補助を受けない利用者との不公平及び MVNO の新規参入・成長の阻害を招くおそれのある高額な端末購入補助の適正化を求めていたところ、本年 9 月 23 日以来の貴社からの報告では、本年 9 月に、端末の購入を条件として経済上の利益を提供するためのクーポンを送付する手法を用い、ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助を行っていたとのことであった。

これは、電気通信役務の利用者を著しく不公平に取り扱うものであり、適切に是正し、その再発が防止されるべきものと認められる。

については、貴社に対し厳重に注意するとともに、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 166 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告することを求めるので、それぞれ指定の期日までに書面により提出されたい。本件に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法第 188 条の規定に基づき、30 万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添える。

記

- 1 端末を購入する利用者の負担が合理的な額となるよう、ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助を速やかに是正し、その結果について、平成 28 年 10 月 31 日（月）までに報告すること。
- 2 ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助が行われた原因及び貴社において他にガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助が行われていないかの調査を行い、その結果について、平成 28 年 10 月 31 日（月）までに報告すること。
- 3 2 を踏まえた再発防止策を策定し、平成 28 年 10 月 31 日（月）までに報告すること。
- 4 平成 28 年 11 月から同 29 年 4 月までの各月における次の事項について、その月の前月の末日までに報告すること。また、報告した事項に変更が生じたときは、その都度速やかにその内容を報告すること。

- ・ 貴社が販売するスマートフォンの機種ごとの価格（貴社が利用者に販売する場合における小売価格とし、販売店への卸売のみ行っている場合においては卸売価格とする。）及び端末購入補助（貴社が利用者に対して提供するものに限る。）の名称、金額その他条件
- ・ 販売店がスマートフォンの販売又は通信契約の締結若しくは変更の媒介・取次ぎ・代理をする場合に、貴社が当該販売店に対して支払うこととしている金銭の機種、契約種別、地域等の別ごとに設定されている額及びその支払いの条件

(注) この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

以上

沖縄セルラー電話株式会社
代表取締役社長 湯浅 英雄 殿

総務省総合通信基盤局長 富永 昌彦

「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」に沿った
端末購入補助の適正化について（注意）

総務省では、本年 3 月 25 日、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、通信料金の高止まり、端末購入補助を受けない利用者との不公平及び MVNO の新規参入・成長の阻害を招くおそれのある高額な端末購入補助の適正化を求めていたところ、本年 9 月 23 日以来の貴社からの報告では、本年 9 月に、端末の購入代金を割り引くためのクーポンを送付する手法を用い、ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助を行っていたとのことであった。

これは、電気通信役務の利用者を著しく不公平に取り扱うものであり、適切に是正し、その再発が防止されるべきものと認められる。

ついては、貴社に対し注意するとともに、下記のとおり報告することを求めるので、それぞれ指定の期日までに書面により提出されたい。

記

- 1 端末を購入する利用者の負担が合理的な額となるよう、ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助を速やかに是正し、その結果について、平成 28 年 10 月 31 日（月）までに報告すること。
- 2 ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助が行われた原因及び貴社において他にガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助が行われていないかの調査を行い、その結果について、平成 28 年 10 月 31 日（月）までに報告すること。
- 3 2 を踏まえた再発防止策を策定し、平成 28 年 10 月 31 日（月）までに報告すること。
- 4 平成 28 年 11 月から同 29 年 4 月までの各月における次の事項について、その月の前月の末日までに報告すること。また、報告した事項に変更が生じたときは、その都度速やかにその内容を報告すること。
 - ・ 貴社が販売するスマートフォンの機種ごとの価格（貴社が利用者に販売する場合における小売価格とし、販売店への卸売のみ行っている場合においては卸売価格とする。）及び端末購入補助（貴社が利用者に対して提供するものに限る。）の名称、金額その他

条件

- 販売店がスマートフォンの販売又は通信契約の締結若しくは変更の媒介・取次ぎ・代理をする場合に、貴社が当該販売店に対して支払うこととしている金銭の機種、契約種別、地域等の別ごとに設定されている額及びその支払いの条件

以上